

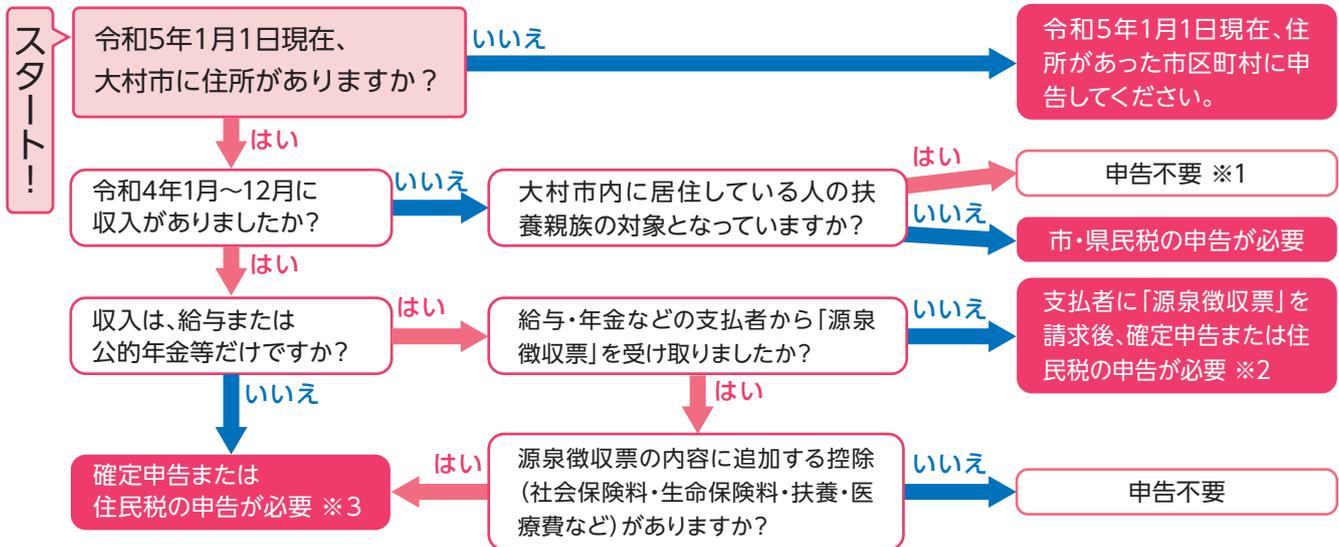
税の申告が始まります

申告期限
3月15日(水)

●税務課(内線112)

あなたは申告が必要？不要？

→ はい → いいえ でお進みください



この表は一般的に解説したものであり、該当しない場合もあります。

※1 申告義務がない人でも、所得(課税)証明書が必要な人は市・県民税の申告が必要です。

※2 お持ちでない場合は、申告前に支払者へお問い合わせください。なお、所得税の還付を受けるには、源泉徴収票が必要です。

※3 原則として、申告により確定した所得税と源泉徴収されている所得税に差があり、所得税の納付または還付が生じる場合は確定申告、差がない場合は市・県民税の申告になります。

公的年金等の収入が400万円以下の皆さんへ

前年中の収入が公的年金のみで、かつ、金額が400万円以下の人は、「市・県民税の申告」「所得税の確定申告」とともに**申告義務はありません**。ただし、以下の場合は、いずれかの申告が必要です。

●公的年金以外に所得がある人

⇒ 所得税の確定申告または市・県民税の申告

●「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けようとする人

⇒ 市・県民税の申告

●公的年金から所得税が源泉徴収されており、その還付を受けようとする人(「公的年金等の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄に数字が記載されており、計算の結果、還付額が発生する人)

⇒ 所得税の確定申告

※申告会場ではどちらの申告が必要であるかを判断し、その場で申告書を作成します。

国民年金に関する申告の準備はお済みですか

●受給中の人で、国民年金以外の年金や給与などの所得があった人は、確定申告が必要な場合があります。申告に必要な源泉徴収票は1月末までに日本年金機構から送付しています。

●被保険者の国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です。控除証明書や領収書を添付して申告してください。

※領収書などを紛失した時は、年金事務所で控除証明書を再発行できます。 ●諫早年金事務所 ☎25・1662

高齢者の障害者控除について

●納税者本人、控除対象配偶者または扶養家族の中に介護保険制度の要介護認定を受けた人がいる場合、一定の要件を満たすと所得税や市・県民税の障害者控除が受けられる場合があります。確定申告の際に、長寿介護課で発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

※身体障がいなどの要件により、既に障害者控除を受けている人は必要ありません。

●長寿介護課 ☎20・7301



市・県民税の申告

●税務課(内線122)

市・県民税は、令和5年1月1日現在、大村市にお住まいの人に対して、令和4年中(1月1日～12月31日)の所得に基づき課税されます。この申告は、市・県民税だけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料などの額を算定するための重要な手続きです。期限内に申告してください。

※今回から、各地区の会場で所得税の確定申告も受け付けます。

受付会場

受付時間 9～12時/13～16時

地区	受付日	ところ
松原	1月30日(月)	松原出張所
福重	31日(火)	福重 //
竹松	2月1日(水)～3日(金)	竹松 //
萱瀬	6日(月)	萱瀬 //
西大村	7日(火)～10日(金)	中地区公民館
三浦	13日(月)	三浦出張所
鈴田	14日(火)	鈴田 //
大村	16日(木)～28日(火) ※平日のみ	市役所大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月1日(水)～15日(水)に市役所大会議室で受け付けます(平日のみ)。

※「所得税の確定申告」は、市・県民税の申告を兼ねていますので別途申告する必要はありません。

各申告会場への入場について

●申告会場の混雑を回避するため、1日あたりの受付人数を210人(1時間あたり35人)に制限します。

各申告会場へ入場する際は「申告受付番号札」が必要です。

※番号札に表示された時間以外の入場はできません。

▶「申告受付番号札」配布

配布開始時間 当日8:30

配布場所 申告会場入口前

※混雑の状況により、早く配布を開始することがあります。

※配布は1人につき1枚とし、当日分のみ発行します(翌日以降の番号札は配布できません)。

※配布枚数が上限に達した時点で配布を終了します。

感染予防へのご協力をお願いします

●マスクの着用、手指消毒、少人数での来場、咳・発熱がある人は来場を控えるなどのご協力をお願いします。

※ご家族の市・県民税は、代理で申告できます。

●入場の際に検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りする場合があります。

申告に必要なもの

①令和4年中(1月1日～12月31日)の収入を証明する書類

- ・給与または公的年金などの源泉徴収票・支払明細書・支払調書など
- ・営業・農業・不動産などの事業所得がある人は、あらかじめ作成した収支内訳書

②各種控除を受けるための証明書または領収書など

- ・社会保険料・生命保険料・地震保険料などの支払金額がわかる証明書
- ・医療費控除を受ける人…医療を受けた人ごと、医療費の支払先ごとに支払った医療費を集計した「医療費控除の明細書」
- ・配偶者特別控除を受ける人…配偶者の収入がわかる書類

③マイナンバーおよび本人確認書類 ※a、bいずれか

- a.マイナンバーカード(顔写真付きのもの)
- b.マイナンバー通知カード+本人確認書類(運転免許証・保険証・身体障害者手帳・パスポート・在留カードなど)

④申告書 ※申告書は会場にも準備しています。

市・県民税申告書は郵送で提出できます

所定の欄に必要な事項を記入し、添付書類(原則原本)を必ず同封してください。添付がない場合は、申告書に記載があっても税の計算に反映できません。

※添付書類の返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください(返送には2～3週間かかる場合があります)。

※申告書は、税務課・各出張所・市ホームページから入手できます。

申告期限

3月15日(水)

所得税の確定申告

● 諫早税務署 ☎ 22・1370

諫早税務署からのお知らせ

所得税の確定申告はインターネットでも可能です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、申告会場に出向くことなく簡単に申告書を作成できます。スマートフォンからでも操作でき、画面の案内に従って入力するだけで税額が自動計算されます。作成した申告書は、印刷して諫早税務署へ郵送またはe-Taxを利用して送信してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

【郵送先】 諫早税務署 〒854-8666 諫早市永昌東町25-45

国税庁ホームページ

確定申告

で検索



確定申告会場(諫早税務署敷地内)への入場には「入場整理券」が必要です

確定申告会場の混雑を回避するため「入場整理券」を配布します。

※状況に応じて早めに受け付けを終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

※確定申告会場には、「入場整理券」をお持ちでない人は入場できません。

▶ 「入場整理券」の受け取り方法

① 確定申告会場で受け取る場合

会場の入口前で、入場可能な時間帯が表示された「入場整理券」を8時30分から配布します。
(入場整理券の配布は当日分のみとなります。翌日以降の入場整理券は配布できません。)

② LINEを利用して事前発行を行う場合

LINEアプリから「国税庁公式アカウント」を友だち追加し、トーク画面から申し込んでください(来場希望日の10日前から2日前まで予約可能)。

諫早税務署

期間 2月8日(水)～3月15日(水) ※平日のみ

※申告期限とは異なりますので、ご注意ください。

時間 9時～16時

※申告会場の入場には「入場整理券」が必要です。

※申告期間は税務署周辺の道路が大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

諫早税務署閉庁日の対応

長崎税務署が対応します。

日程 2月19日(日)・26日(日)

時間 9時～16時

場所 長崎新聞文化ホール アストピア2階
(長崎市茂里町3-1)

対応業務 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受

市役所大会議室

期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※平日のみ

時間 9～12時 / 13～16時

※税務署から送付されたはがきを持参してください。

※「申告受付 番号札」が必要です。(10頁参照)

<注意事項>

不動産所得・事業所得の収支内訳書や、医療費控除の明細書などの書類を作成されていない場合は、ご自身での集計作業をお願いすることになりますので、ご了承ください。

▶ 以下の申告は諫早税務署で申告してください

- ・青色申告 ・雑損控除 ・損失の繰越 ・贈与税 ・消費税
- ・譲渡所得(土地・建物等、株式)
- ・住宅関係の控除で内容が複雑なもの(住宅の増改築やリフォームを行った人、中古住宅を取得した人、ローンを連帯債務で組んだ人、ローンの借り換えを行った人、ローンを組まずに住宅を取得した人など)

